

「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程(令和五年文部科学省告示第五十三号)」第二条の規定に基づき外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして認定された次の課程について、廃止したため、第三条の規定に基づき、認定を取り消す。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣 松本 洋平

令和七年三月三十一日をもって廃止されたもの

都道府県	専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限
東京都	エアライン・鉄道・ホテル・テーマパーク専門学校東京	商業実務専門課程 旅行科	昼間	二年